

平成 27 (2015) 年 7 月 8 日

債権者の皆様へ

破産者 株式会社 good go 99
破産管財人弁護士 小林 克典



ご 挨拶

この度、株式会社 good go 99 に対して、平成 27 年 7 月 7 日東京地方裁判所は破産手続開始決定を下し、当職が破産管財人に選任されました。

株式会社 good go 99 は、化粧品を利用した連鎖的な取引を行っており多くの会員が存在しております。破産手続開始後は、管財人団を形成して、会社の事業内容、資産、及び関連会社との関係を調査して参ります。

債権者集会は、平成 27 年 12 月 2 日(水)午後 1 時 30 分に東京の日比谷公会堂で開かれます。管財人団は、債権者集会において、破産管財業務の内容を皆様にご説明申し上げる予定です。

皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、管財人としての職務を誠実に遂行しますので何卒よろしくお願い申し上げます。

以上